

公布された規則のあらまし

○佐賀県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第一号）

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例附則第一項第三号に規定する改正規定の施行期日は、平成三十二年二月五日とすることとした。